賛成たつた三名で否決

足寄町議会　役場敷地解決案ご破算に

二十日にひらかれた臨時第八回足寄町議会に、十五年来未解決の役場庁舎敷地問題について、このほど釧路地方裁判所帯広支部で高橋安蔵氏の申し立てによる町側との調停がようやく成立して小林町長が受諾した調停条項を提案しました。

その内容は

一、役場敷地一千五百坪と町有林百一町歩余との交換契約が成立し所有権が各移転したことを確認する

二、町は高橋氏にたいして町有林をこれまで占有できなかつた損害賠償として金八百九十四万六千八百四十八円を支払う

というもので、これにたいして約三時間にわたつて質疑、討論の結果、挙手採決によつて賛成は多田梅松、新沼芳雄、多田坂栄の三議員だけで圧倒的な反対多数で否決となり、せつかくの調停解決案もご破算になつて問題はふり出しに戻りました。

とかち新聞
主筆　松山明
（発行所）北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話２５５１番
本紙購読料　１部３５円　１ヵ月100円　１ヵ年前納1、000円

はずかしい日本

二十一日の国連総会で、中国招請、台湾追放のアルバニア決議案が五十一票対四十九票で可決。

×　×

反対にまわつた四十九ヵ国のうち名のとおつた大国は日本とアメリカくらいなもの。

×　×

アメリカの従属国のように世界の大勢に逆行している自民党政府のはずかしい姿

賛成の署名あつまる

町政刷新協の監査請求

足寄町政刷新協議会では六日付で町監査委員にたいして町議会議員や各種委員の請け負いの実態について事務監査請求をしましたがその請求全文は

さる十月十六日の臨時足寄町議会において、議員の町との請け負いについては個人たると法人たるとを問わずいつさい自粛することを満場一致で申し合わせをし、町理事者においても各種委員会の委員についても右ならえの措置を講じたとのことですが、その後依然として申し合せどおりに完全に実行されていないのはまことに遺憾に堪えません。

なぜわざわざ自粛の申し合せをしなければならなかつたのか、それをなぜ実行できないのかが問題であります。

町行政の公正な運営を期するために議員、委員については法律で兼業が禁止されているにもかかわらず「主として同一の行為をする法人」でなければよいとして、実質的に個人経営となにら変りのない株式会社や有限会社名儀による請け負いが常時おこなわれてきているようですが、それが違法であるか否かは別として昭和四十二年から現在までのあいだに足寄町の議員、委員（個人、法人名儀とも）で町または委員会もしくは町において経費を負担する団体および事業などに対して工事、物品供給、労務供給などを請け負つたものの氏名契約内容とその結果について年度別に洩れなくその実態を明らかにして頂き、どういう点に弊害があるのか、それを自粛しようとしながら実行できないのか、ただ名目だけを法人にすれば年間[illegible]まで云々は妥当かどうか兼業禁止の法の趣旨を町行政[illegible]せるにはどうあるべきかについて監査して頂きたいというもので、[illegible]署名簿をもつて[illegible]者

が手わけして町内や部落[illegible]賛成署名を求めています[illegible]続々と署名があつめられ[illegible]おり、なかには『監査請求[illegible]などはまだるつこい、町[illegible]会リコールをなぜやらた[illegible]

[illegible]町議会に[illegible]で不信[illegible]

[illegible]です。[illegible]法律で禁止されていても自分が審議に参画し議決した予算を自分の[illegible]業と結びつける行為は自[illegible]的に遠慮するのが常識な[illegible]に、むしろその地位を利[illegible]して得々としてきたのではないか、町側や委員会側[illegible]ても議員や委員のご機嫌と[illegible]りで馴れ合いでやつてきたのではないか、それが九月の議会で発覚したところ議会内のかばい合いで多数決でこれをウヤムヤにしたばかりでなく、十月の議会で

この事態を正常化するために再議しようという動議がこれまた多数決で否決されたというのは、つまり議会内の町との営利関係をもつ有力議員連が久保田議員だけを"いけにえ"にしてガンバツているためではないか、だれが考えても非常識無軌道な議会をそのままにしておくべきではなく、このさい議会の出直しをはかつて町と営利関係をもないキレイな議員や委員を出すべきだとの声。

久保田議員辞職の波紋

町が請[illegible]自粛を通達

庁中各部局に対し

足寄町ではこのほど富[illegible]助役名で庁[illegible]一般、各部[illegible]一般にたい[illegible]て「町議会[illegible]員および委[illegible]会委員等と[illegible]請負につい[illegible]」の通達を[illegible]しました。

これは久[illegible]田庄太郎議[illegible]の辞職や町[illegible]刷新協議会の[illegible]申し入れや[illegible]議会の申し[illegible]せなどに影[illegible]されたもので、その内容は

このことについては既に承知のとおり地方自治[illegible]第九十二条の二による[illegible]係私企業の禁止、制[illegible]該当する職にある者[illegible]し請負工事を施行さ[illegible]ことにより、その資[illegible]重大な影響を及ぼし[illegible]

[illegible]に住[illegible]りま[illegible]る十[illegible]十六日に開かれた町[illegible]協議会[illegible]の工事[illegible]一切自[illegible]かなさ[illegible]員の工[illegible]請負に[illegible]し合せの[illegible]に取扱わ[illegible]達します[illegible]関係と

の取り引きがいつさいとりやめになつたわけでもなく一応発注を手控えて自粛をうながす態度になつたのにたいして、いつものように注文がこないので役場へドナリこんだ人がいたようです。

工事請負などを制限するのならともかく、通常の物品納入まで制限するのは酷ではないかと不満の声も出ており、議員や委員をやつていることが商売のジャマになるのでは役職は返上しなければならないといつた動きも出てくるもようですが、その人にとつて役職が大切なのか商売が第一なのか、どちらかを選ばなければならない羽目に立ち至つています。

○…地方自治法第九十二条の二と第百八十条の五で、ここで禁止されている請け負いの意味は建設工事ばかりでなく、物件や労力などを供給することを目的としてなされる経済的、営利的な取り引き契約はすべてふくまれており、現金売買のような一時的な取り引きだけが除かれており、発注者が国や道あるいは他の団体であつても町側が出ている以上は該当することになります。

[illegible]札衣裳
[illegible]と
帯は
[illegible]で
[illegible]呉服店
[illegible]四二八

自衛隊の足寄市街パレード　１４日の足寄と陸別での展示演習

◎造材
マツカラーチエンソー
スチール　チエンソー
共立　チエンソー

◎造林
イリノ　共立
日立　ロビソ　刈払機

◎建設
日立　マキタ　神鋼
電動工具

◎酪農
農業用絶対品！
モーアグラインダー（研磨用）
神鋼印新型売り出し記念　30台かぎり
市価一万二千九百円を九千五百円に割引

◎長運斉各種刃物豊富入荷！

機械の修理は迅速低格！　誠実本位！
有限会社　鈴木鋸刃物店
足寄町大通り　T 2307

家具と新建材販売！
既製家具から
注文建具、サッシ
新築・改築に御相談下さい
桜井建具店
足寄町北５区　T 2362
建具製作部工場　西５区

不動産についての御相談は
調査　売買　あつせん　管理　分譲
代行　登記　損害保険　代理まで
同和、東和火災保険代理店
北海道免許十26
足寄不動産事務所
足寄町本通り三丁目　T 二三四五

新畳　表替　中古畳　ふすま張替
二段ベッド
敷物一式
小林畳店
小林幸三郎
足寄町大通り山口整骨院前　T 二四二八